KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源会計士事務所株式会社
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
電話： +852 2341 1444
メール： info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

中国駐在員事務所の設立と維持のマニュアル(9) 登記情報の変更と駐在期限の延長申請

1. 首席代表・駐在員事務所名称・駐在場所の変更の必要な書類

1.1 首席代表の変更

駐在員事務所の首席代表を変更するには登記機関に以下の書類を提出しなければなりません。

(1) 外国・地域企業の駐在員事務所の変更（届出）登記申請書
(2) 外国・地域企業の駐在員事務所の申請登記委託書及び代理人の身分証明書類のコピー
(3) 外国・地域企業の駐在員事務所の「登記証」
(4) 外国・地域企業が発行した認証済み元の首席代表の解任状、認証済み新たな首席代表の任命書、認証済み新たな首席代表の身分証明書類
(5) 新たな首席代表の履歴書
(6) 新たな首席代表の写真 1 枚
(7) 元の首席代表の「代表証」
(8) 承認機関の承認書類（事前承認の必要な場合）

1.2 経営範囲の変更

駐在員事務所の経営範囲を変更するには登記機関に以下の書類を提出しなければなりません。

(1) 外国・地域企業の駐在員事務所の変更（届出）登記申請書
(2) 外国・地域企業の駐在員事務所の申請登記委託書及び代理人の身分証明書類のコピー
(3) 外国・地域企業の駐在員事務所の「登記証」
(4) 承認機関の承認書類（事前承認の必要な場合）

1.3 駐在員事務所名称の変更

駐在員事務所の名称を変更するには登記機関に以下の書類を提出しなければなりません。

(1) 外国・地域企業の駐在員事務所の変更（届出）登記申請書
(2) 外国・地域企業の駐在員事務所の申請登記委託書及び代理人の身分証明書類のコピー
(3) 外国・地域企業の駐在員事務所の「登記証」
(4) 外国・地域企業の認証済み名称変更証明書類
(5) 外国・地域企業が 2 年以上存続していることを証明する認証済み書類
(6) 外国・地域企業の認証済み資本信用証明
(7) 承認機関の承認書類（事前承認の必要な場合）

1.4　登録住所の変更

駐在員事務所の登録住所を変更するには登記機関に以下の書類を提出しなければなりません。

(1)　外国・地域企業の駐在員事務所の変更(届出)登記申請書
(2)　外国・地域企業の駐在員事務所の申請登記委託書及び代理人の身分証明書類のコピー
(3)　外国・地域企業の駐在員事務所の「登記証」
(4)　新たな住所の詳細情報
(5)　承認機関の承認書類(事前承認の必要な場合)

2. 駐在期限の延長

駐在員事務所の駐在期限は外国本社の存続期限を超えてはなりません。駐在期限満了の駐在員事務所は事業活動を継続しようとする場合、満了前 60 日以内に登記機関に延長申請を提出する必要があります。

駐在員事務所の駐在期限を延長するには登記機関に以下の書類を提出しなければなりません。

(1)　外国・地域企業の駐在員事務所の変更(届出)登記申請書
(2)　外国・地域企業の駐在員事務所の申請登記委託書及び代理人の身分証明書類のコピー
(3)　外国・地域企業の駐在員事務所の「登記証」
(4)　外国・地域企業の認証済み存続証明書
(5)　外国・地域企業の認証済み資本信用証明
(6)　首席代表、代表の「代理証」及び写真 1 枚
(7)　承認機関の承認書類(事前承認の必要な場合)

参考資料:
[外国会社の北京駐在員事務所設立の手続きと費用]
https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/276.html
[外国会社の上海駐在員事務所設立の手続きと費用]
https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/369.html
[外国会社の深セン駐在員事務所設立の手続きと費用]
https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/329.html

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール:info@kaizencpa.com
固定電話: +852 2341 1444
携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614
ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140
公式ウェブサイト:www.kaizencpa.com
Skype: kaizencpa

KAIZEN啓源

サービス分野

会社設立
会社設立登記
リース協力
銀行口座の開設
合併・買収
維持変更
登記抹消と清算

会計・監査
財務コンサルティング
デューデリジェンス
会計記帳
法定監査
特別監査

税務
税務コンサルティング
税務計画
税務申告
税務審査
移転価格税制

知的財産権
商標の登録
商標権の侵害
商標の監視
外観設計登録
専利登録

人事
求人
労務派遣
給与の計算と支払
人事管理
法務のコンサルティング

ビザ
就労ビザ
ビジネスビザ
アントレ・パス（EntrePass）
投資移民
技術移民

お問い合わせ

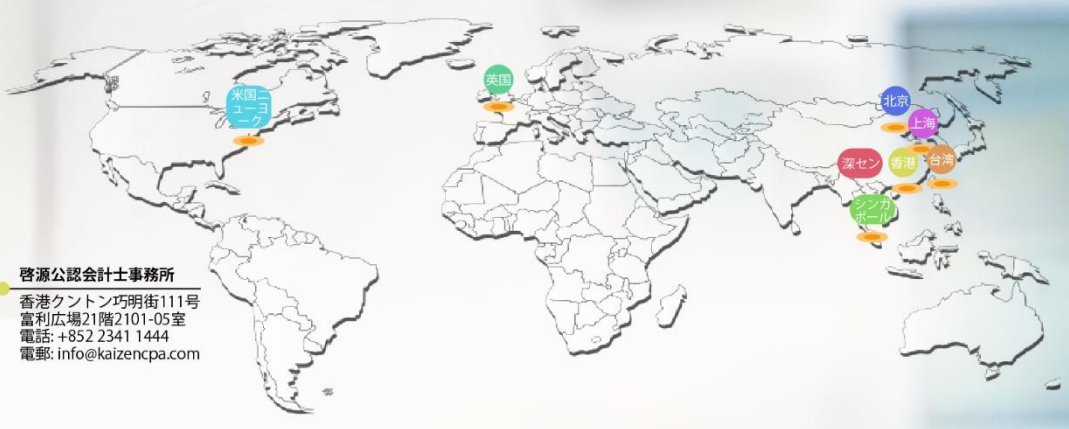

啓源公認会計士事務所
香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話 : +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話 : +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話 : +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区
忠孝东路四段142号
3楼之3郵便番号：10688
電話 : +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号セシル・コート13階132室,
郵便番号：069538
電話 : +65 6438 0116

米国ニューヨーク
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号：10013
電話 : +1 646 850 5888

英国ロンドン
英国サリー州ニューマルダンゴ街
39−41号2階202室
郵便番号：KT3 4BY
電話 : +44 20 8144 6466